

奈良県高等学校等奨学金「育成奨学金」の中学予約を希望するみなさんへ

予約申請 ガイドブック

[令和5年度版]

重要事項確認

1. この奨学金は勉学の意欲がありながら、経済的な理由により修学が困難な者に貸与する制度です。
2. この奨学金は貸与（貸付）型ですので、貸与終了後に必ず返還していただきます。返還金は、後輩の奨学金の資金として再び活用されます。
3. 借受人は生徒自身です。親権者または未成年後見人には連帯して債務をご負担いただき、借受人自身が何らかの事情で返還できない場合には、親権者または未成年後見人に返還していただきます。
4. 各返還期日までに返還いただけなかった場合は、既に貸与を受けた奨学金の一括返還を請求する場合があります。

以上のことをご理解の上、お申し込みください。

より詳しい内容について

Web ページをご覧ください。下記①または②にお問い合わせください。

高等学校等奨学金 Web ページ <http://www.pref.nara.jp/13014.htm>

（右の QR コードからアクセスできます）



①在籍している学校の奨学金担当窓口

②奈良県教育委員会事務局 学校支援課 授業料奨学金係 (TEL 0742-27-9859)

もくじ

| | | |
|-----|--------------------------|---|
| I | 奈良県高等学校等奨学金について | 1 |
| II | 各提出書類の書き方・内容について | 3 |
| | 全般的なご注意 | 3 |
| | ① 予約申請書 | 3 |
| | ② 住民票謄本 | 4 |
| | ③ 収入に関する証明書 | 4 |
| | ④ 母子家庭、父子家庭等 ひとり親世帯の追加書類 | 5 |
| | ⑤ 障害者のいる世帯の追加書類 | 5 |
| III | 今後の流れについて | 6 |

I 奈良県高等学校奨学金について

1 制度の目的

この制度は、勉学する意欲がありながら経済的な理由により、修学が困難な人に奨学金を貸与することを目的とします。

2 対象者

育成奨学金

- ① 高等学校(中等教育学校の後期課程並びに**特別支援学校の高等部**を含む)又は**専修学校の高等課程(規則に定めるものに限る)**に進学を考えている人。
 - ② 親権者又は未成年後見人(貸与を受けようとする者が成年に達している場合にあっては、その者の生計を維持する者)が県内に住所を有している人。
 - ③ 向学心に富み、学習態度及び**学習状況**が良好であると認められる人。
 - ④ 経済的理由により、修学が困難と認められる人。
 - ⑤ 地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与、又は給付を受けていない人。
- (注) ③について…中学1年および2年の全履修科目の評定平均値が3.0以上(5段階評価)であること。
- ④について…生活保護受給世帯、または家族全員の収入額の合計が生活保護基準の1.5倍以内であること。ただし、特に意欲があると認められる場合は、生活保護基準の3.0倍以内であること。

※ 予算枠があるため、条件を満たした方全員が採用されるとは限りません。

参考

奈良県高等学校等奨学金には、所得要件のみで貸与の可否を判定する「修学支援奨学金」もあります。「修学支援奨学金」には予約制度がありませんので、ご希望の方は高等学校等進学後にお申し込みください。

3 貸与月額

| 区分 | 国・公立 | 私 立 |
|--------|-----------------|------------------|
| 貸与基本月額 | 18,000円(5,000円) | 30,000円(17,000円) |
| 自宅外加算 | 5,000円 | (5,000円) |
| へき地加算 | 12,000円 | (-) |

※ ()は生活保護の高等学校等就学費の給付を受けている方の金額です。

※へき地加算は、へき地対象地域にある自宅から通学している方に限ります。

4 貸与時期と方法

貸与時期 前・後期に分けて年2回(初年度…6月下旬,10月中旬に振込予定)

(2年目以降…4月下旬,10月中旬の前・後期に分けて年2回)

貸与方法 借受人(生徒)本人名義の銀行口座に振込入金します。

⚠ **注意** 入学前の貸付は行っていません。

5 申込み締切と書類

申込み締切 学校ごとに設定（在籍校にご確認ください）

※申請書類は在籍校でとりまとめ、推薦書等を追加し、学校支援課に提出されます。

（学校から学校支援課への締切…令和5年10月31日（火））

申込みの提出書類一覧 用紙は在籍校から受け取ってください。

書き方等の詳細は次ページからをご覧ください。

- ① 育成奨学金予約申請書〔第2号様式〕
- ★② 住民票謄本(家族全員)(最近3か月以内に発行されたもの)…原本
- ★③ 収入に関する証明書…a. 家族全員の課税証明書 原本
ただし、扶養が確認できる場合は、その人の課税証明書は提出する必要なし
b. 生活保護受給者証明書 原本
※aまたはbのどちらかを提出
- ※④ 母子家庭、父子家庭等 ひとり親世帯の追加書類
- ※⑤ 障害者のいる世帯の追加書類
★印の書類は市役所・町村役場などで取得してください。
※印の書類は当てはまる世帯だけ、ご提出ください。

書類の提出先 在籍校に提出してください。

決定通知 審査の上、予約の可否について各在籍校を通じて通知します。

予約決定者には、決定通知書が発行されます。(12月上～中旬予定)

6 返還について

返還金額 在学期間中に貸与(貸付)を受けた総額をご返還いただきます。

返還期間 卒業等又は辞退後6ヶ月経過したのち、10年以内

返還方法 月賦または半年賦から選択(繰上返還や一括返還も可能)

請求時期 月賦…毎月 半年賦…毎年8月と12月

返還手段 原則として口座振替(一括返還等は納付書による銀行窓口での納入)

- ★ 各返還期日までに返還しなかった場合は、返還期日に関わらず貸与を受けた奨学金の返還残額について一括返還の請求をすることがあります。
- ★ 滞納者には、係員が自宅等へ訪問し、今後の返還方法について相談することがあります。また、支払督促の申立てから強制執行に至るまでの法的手続きをとることがあります。

7 延滞金について

返還時期を過ぎて返還をしなかったときは、延滞金(年10.95%)が加算されることとなっています。

このページを市役所・町村役場の窓口で見せながらご相談いただくとスムーズです。

②住民票謄本

※ いずれの書類も「最近3ヶ月以内発行」「続柄等省略されていない」「世帯全員の原本と相違ないと記載されている」ものをご用意ください。(マイナンバー・本籍は不要です)

借受人(生徒)と連帯借受人(親権者・未成年後見人)は同居していますか?

はい

いいえ

提出 借受人世帯全員の住民票謄本

・続柄等が省略されていないもの

提出 借受人世帯全員の住民票謄本

提出 連帯借受人世帯全員の住民票謄本

・続柄等が省略されていないもの

※ 扶養親族が別居している場合は、その世帯全員の住民票謄本を取得してください。

※ 単身赴任者がいる場合は、その方の住民票謄本も必要です。

③収入に関する証明(所得証明書ではありません。ご注意ください)

※いずれの書類も最近3ヶ月以内発行のものをご用意ください。

生活保護を受給していますか?

いいえ

はい

市町村民税非課税世帯ですか?

提出 生活保護受給者証明書 または
生活保護決定通知書(写)

※②の住民票謄本に名前があるが、生活保護を受けていない人→課税証明書を提出

はい

いいえ

提出 世帯全員の非課税証明書

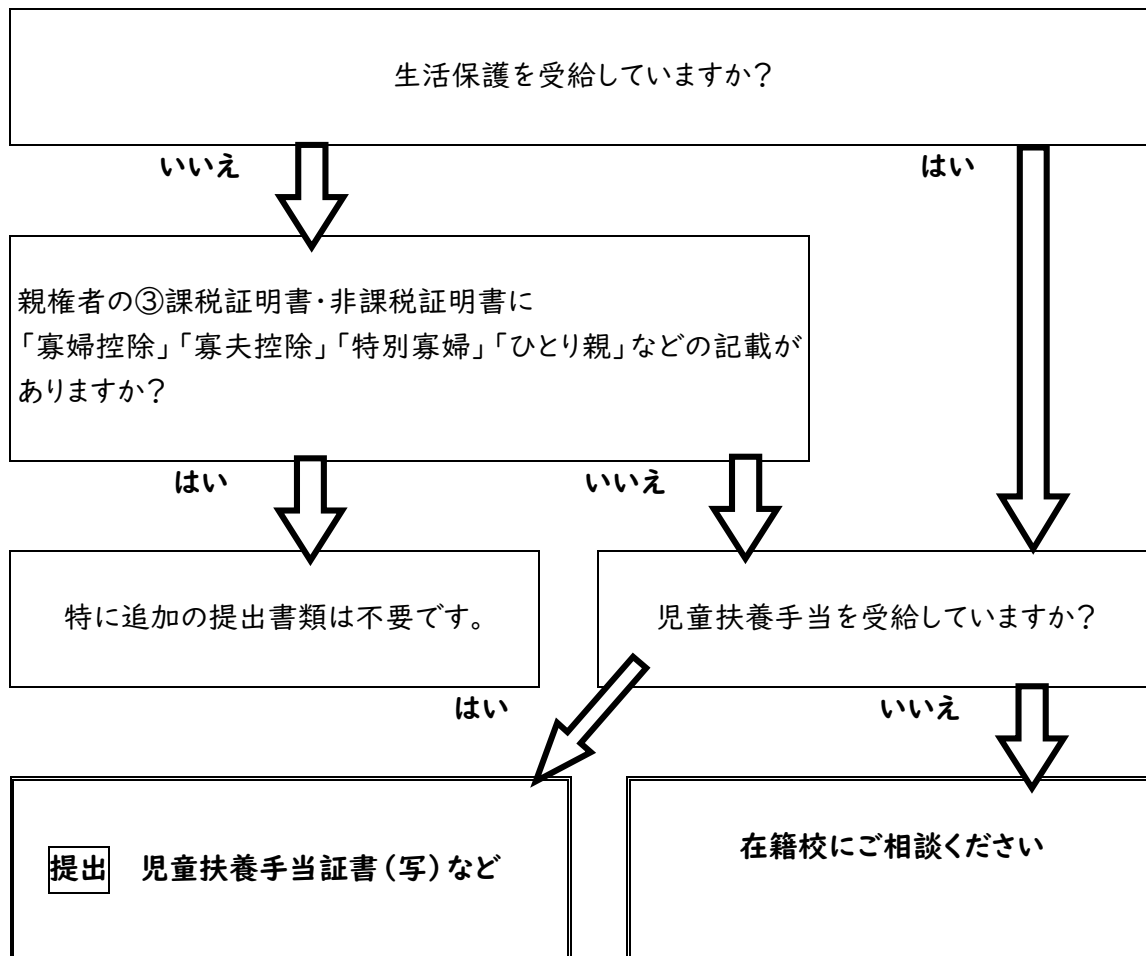
・非課税理由が省略されていないもの
・被扶養者の分は不要

提出 世帯全員の最新の課税証明書

・扶養人数、所得金額、課税金額、社会保険料等の控除金額が記載されているもの
・単身赴任者の分も必要
・被扶養者の分は不要

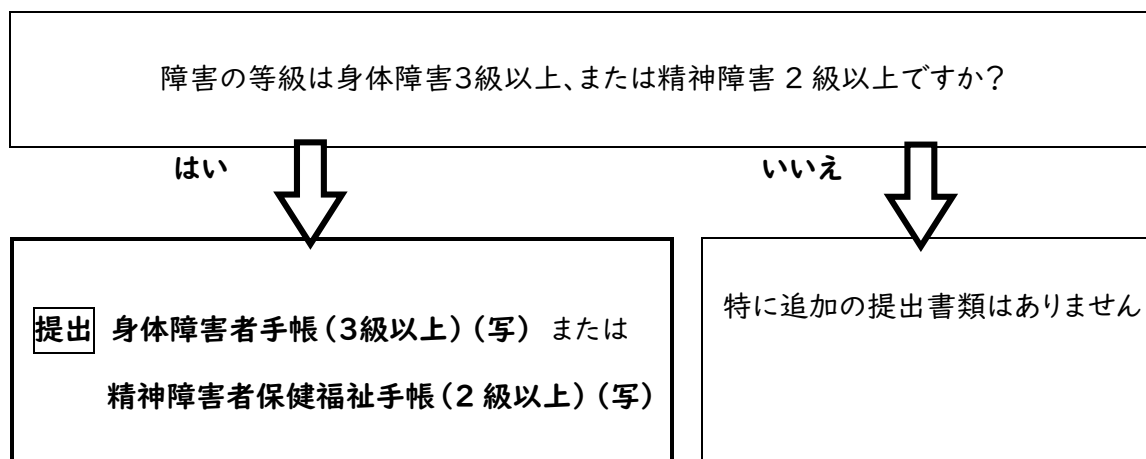
④母子家庭・父子家庭等 ひとり親世帯の方の追加書類

※ひとり親世帯であることが確認できる公的書類が必要です。



⑤障害者がいる世帯の追加書類

※条件に該当する場合は所得基準額が上がるため、ご提出いただくとより貸与を受けやすくなります。



Ⅲ 今後の流れについて

